

水俣病
補償額

チツソ、政府の見解質す

“モデル基準”指示要望

公害認定
初のケース 産業界の影響考慮

公害認定を受けた水俣病問題はその後、患者互助会とチツソとの間で補償金額の交渉が行なわれているが、チツソ本社の人江重一専務は、十八日通産省、十九日厚生省を訪れて、金額を互助会に提示するに当たり、政府としての目安の線を第二回交渉の二十四日までに出してくれるよう正式に申し入れた。

補償交渉はさる八日、チツソ水俣支社第一会議室で行なわれ、互助会は死亡者二千三百万円、患者年金六十万円を要求したが、会社側は金額については明示しなかった。会社側が難点とするのは、その金額とともに、患者の実体がそれぞれに異なり、三十四年の原契約との関連もあって、一律要求が適当でないかと判断しているためだが、それとともに公害補償の全国初のモデルケースとなるため、産業界への考慮が働き、今回の申し入れとなった。通産省の後藤化学工業局長は、会社の立ち場はよくわかるので協力すると答へ、厚生

省の武藤公害部長も岡田厚相と相談してみたいと、会社側の申し入れを受けた。

二十四日までに一応の線が出されれば、会社はその線で交渉にのぞむことになるが、出ない場合には第二回交渉でも金額の提示はなく、さらに持ち越されることになるもの。

府の見解を要請したものである。

しする考えはなく、どの方面からみてもこれが常識だという線で補償したいと愚っている。私としては互助会側からも政府に対し、一応の線を出してくれるよう要望され、その線で検討していただくよう希望している。(東京支社)

会社側は金額の提示については、かなり苦慮しており、互助会の要求額は大きすぎるという態度であり、それとともに三十四年の原契約で当時支払った補償金の扱いをどうするか、打ち切り補償、重証、軽証、胎児性患者のそれぞれ

れ四グループに一律に支払うこと、今回の決定がいま全国各地に超えている公害補償の基準に採用されるので、一企業判断以外に政

府の見解を要請したものである。

しする考えはなく、どの方面からみてもこれが常識だという線で補償したいと愚っている。私としては互助会側からも政府に対し、一応の線を出してくれるよう要望され、その線で検討していただくよう希望している。(東京支社)